

京都大学留学生センター規程の一部を改正する規程

京都大学留学生センター規程（平成十六年達示第五十一号）の一部を次のように改正する。

「留学生センター」を「国際交流センター」に改める。

第二条第一号中「対し、」を「対する」に、「教育を行うこと。」を「教育」に改め、同条第二号及び第三号中「対し、」を「対する」に、「指導助言を行うこと。」を「指導助言」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 外国人研究者の日本語習得に関する支援及び生活適応上の助言

第二条に次の一号を加える。

五 その他全学的な学生及び研究者交流に関し必要なこと（国際交流推進機構の所掌に属するものを除く。）

2 前項に定めるもののほか、国際交流センターは、国際交流推進機構の行う業務の支援を行う。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。